

八王子市ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定書

八王子市（以下、「甲」という。）と八王子商工会議所（以下、「乙」という。）及び一般社団法人八王子GX推進機構（以下、「丙」という。）は、八王子市におけるゼロカーボンシティ（2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする都市のことをいう。以下同じ。）の実現に資するため、以下のとおり八王子市ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の3者が連携し、それぞれの有する知見や技術を活かし相互に共創による活動を推進することにより、八王子未来デザイン2040の目標「2030年度温室効果ガス46%削減」を目指し、地域の脱炭素に対する意識醸成とレジリエンス強化を図り、ゼロカーボンシティ実現に向け取り組むことを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) ゼロカーボンシティ実現に関すること
- (2) 再生可能エネルギーの事業者や公共施設への普及に関すること
- (3) 中小企業等のGXの推進に向けた取り組みに関すること
- (4) カーボンクレジットにおける調査、研究に関すること
- (5) 防災・停電対応機能などレジリエンス強化に関すること
- (6) 脱炭素型ライフスタイルへの転換に資する市民の環境学習・啓発活動に関すること
- (7) 環境啓発活動や地域交流、GX推進等におけるイベントやセミナーの開催などの協力に関すること
- (8) 省エネ対策、創エネ導入など新たな技術動向及び仕組みづくりの共同検証に関すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める事項に関すること

（協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た他の当事者の秘密事項については、当該他の当事者の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の変更)

第5条 本協定について変更の必要が生じたときは、甲、乙及び丙協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙から書面により申し出がないときは、有効期限が満了する翌日から1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年(2025年)10月1日

(甲)

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長

初 宿 和 夫

(乙)

東京都八王子市大横町11番1号
八王子商工会議所会頭代理人 専務理事

細 谷 幸 男

(丙)

東京都八王子市滝山町一丁目886番地1
一般社団法人八王子GX推進機構 代表理事

平 塚 利 男